

税の申告はお早めに

所得税と住民税の申告は、3月15日(木)まで

所得税の申告については「前年の申告書の控え」や「確定申告書の手引き」などを参考に申告書を作成し、お早めに税務署へ提出してください。源泉徴収票や社会保険・生命保険料、医療費の領収書など、申告に必要な書類をお持ちください。

■所得税 詳細 札幌西税務署(〒063-0824 発寒4-1)TEL 666-5111
※電話は自動音声応答によるご案内となります。

区 分	会 場	期 間
所得税の確定申告	札幌西税務署(発寒4-1)	2月16日(木)～3月15日(木) 午前9時～午後5時
所得税の還付申告(給与所得者・年金受給者)	札幌広域還付申告センター(中央区北1西13教育文化会館内)	1月26日(木)～2月29日(水) (2月13日、27日(月)を除く) 午前9時30分～午後4時

※土・日曜、祝日は休み(ただし、札幌西税務署では2月19日(日)と26日(日)に限り申告を受け付けます)。
※駐車場は大変混雑します。公共交通機関をご利用ください。
※税務署から「確定申告のお知らせ」が届いている方は持参してください。
※所得税の還付申告をする方は、既に申告書を提出することができますので、早めに提出されることをお勧めします。

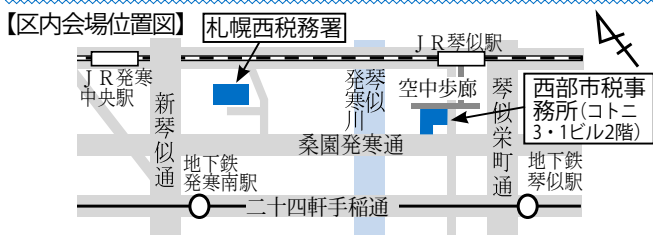
●確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でも作成できます。また「e-Tax(イータックス)」を使えば、直接電子申告ができます。詳しい手続きは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)を参照してください。

●公的年金等を受給されている方へ(税制改正のお知らせ)
公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました(ただし、この場合であっても所得税の還付を受けるため、確定申告をすることはできます)。
なお、この場合も住民税の申告は必要です。住民税に関しては西部市税事務所市民税課へお問い合わせください。

■住民税 詳細 西部市税事務所市民税課 TEL 618-3914

対象 平成24年1月1日現在、西区在住の方。
※本誌全市版30ページも併せてご覧ください。

会 場	期 間
西部市税事務所 ※西区役所では実施しませんのでご注意ください。	3月1日(木)～15日(木) (土・日曜を除く) 午前8時45分～午後5時15分



留守家庭のお子さんのために

留守家庭のお子さんのために児童クラブなどを開設しています。詳しくは、本誌全市版25ページをご覧ください。
西区以外の施設所在地については、下記担当課にお問い合わせください。

【詳細】子ども未来局子ども企画課 TEL 211-2982

■児童クラブ開設の児童会館

会 館 名	所 在 地	電話番号	会 館 名	所 在 地	電話番号
手 稲 東	西町北10	661-7332	二十四軒	二十四軒4-3	644-4730
八 軒	八軒7東1	631-7061	八 軒 北	八軒8西6	644-3643
西 野	西野7-3	663-6355	★西野第二小	西野8-7	671-0205
発 寒 北	発寒13-4	664-9710	★ 発 寒 小	発寒10-4	669-1218
発 寒	発寒7-7	666-0206	★ 西 園 小	西野1-7	299-5650
宮 の 沢	宮の沢1-5	666-5323	★八軒西小	八軒3西5	206-4804
平 和	平和1-5	667-3359	★ 八 軒 小	八軒4西1	876-8722
山 の 手	山の手6-5	642-0118	★手稲東小	西野4-3	676-3600

※★は小学校内に開設しているミニ児童会館。

■民間児童育成会

育 成 会 名	所 在 地	電話番号
おんぼろ仲よしクラブ(児)	八軒5西3	642-5560
なかよしどろんどクラブ	西野3-9	663-3892
(共)じゃりん子パワー	発寒1-3	664-8392
山の手みなみクラブ(児)	山の手2-10	643-3973
えぞりすクラブ(児)	福井6	671-1998

※(児)は児童育成会の略、(共)は共同学童保育所の略。



西区役所にペレットストーブが設置されました！

西区役所1階ロビーにペレットストーブが設置されました。ペレットストーブは自然環境に優しい木質ペレット燃料を使用しています。

ロビーには木質ペレット燃料、ペレットストーブの環境効果についてのパネルも展示しておりますので、ぜひ一度ご覧ください。

【詳細】西区総務企画課 TEL 641-2400 内線 213

